

令和7年度農地集積・集約化対策実施方針

1 目的

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、農地集積・集約化を推進するため、さらに人・農地関連法の見直しによる地域計画が策定され、目標地図などの運用が始まるため、農地利用最適化推進委員が中心となり年間を通して農業委員会全体として取組む具体的な活動方法を定めるものです。

2 担い手情報及び出し手情報の把握

- ① 登米市地域計画が策定され、目標地図の運用が始まるため、目標地図の内容に沿った集積・集約化を進めるとともに、日々更新される目標地図について、市及び関係機関と連携しながら、情報収集及び把握を行う。
- ② 出し手の情報及び意向については、随時把握に努めるものとし、担い手との効果的なマッチングを進め、将来的な農地集積・集約化を見据えた情報提供を行う。

3 農地集積・集約化

- ① 目標地図の実現に向けた取組
 - ・市や関係機関と連携し、作成した目標地図の実現に向けた活動を行う。具体的には、市及び中間管理機構等の関係機関と農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図りながら、作成した目標地図の実現に向け、受け手、出し手との調整を行う。また、最適化活動等によって把握した出し手や受け手の意向を基に目標地図を柔軟に修正し、認定農業者及び中心経営体等への農地の集約化に向けた活動を行います。
- ② 担い手意向への対応
 - ・担い手の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介を行います。(担い手同士の農地交換(売買)の仲介等も含む。)
- ③ 農地中間管理機構との連携
 - ・農地集積にあたっては、機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業を積極的に活用します。
 - ・機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業の転貸機能(※1)での集約化を図ります。
 - ・農地中間管理事業で受け手の見つからない農地(※2)にあっては、機構コーディネーターと連携し、担い手への集約化を図ります。

4 地域計画公告を踏まえた活動

- ① 市や関係機関との連携
 - ・令和6年度中に策定された地域計画及び目標地図について、市及び関係機関と連携し着実な運用をします。
- ② 農地の出し手・受け手への意向把握

- ・令和6年度中に把握した意向把握の結果の整理及び意向把握が必要な出し手等からの情報収集に努めます。
- ③ 目標地図の運用
- ・所有者、耕作者等の意向把握を行い、把握した意向を地図へ反映させ、さらに受け手と出し手の調整を行いながら、目標地図を運用します。
- ※1 転貸機能：農地法では通常「また貸し」は禁止されていますが、農地中間管理事業による転貸は認められています。
- ※2 受け手が決まっていなくても機構へ貸付申出をすることができます。関係機関が連携し受け手を探しますが、担い手へ集約化が進むよう仲介します。

農地集積特別分科会 令和7年2月25日 確定